

公 示 日 : 2021 年 6 月 16 日

調達管理番号 : 21a00374

国 名 : 南スーダン

担 当 部 署 : 地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

調 達 件 名 : 南スーダン国ジュバ市きれいな水供給プロジェクト詳細計画策
定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 8 月上旬から 2021 年 10 月上旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.80M/M、国内 0.40M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
4 日	24 日	4 日

JICA 関係者の入国後自己隔離に関して、体調に問題がないことを前提に、南スーダン副大統領府への都度の申請・承認をもって通常の隔離は免除されることとなっています。ただし、健康管理上到着後 3 日間の隔離は求められていますので、現地業務期間とは別に現地到着後 3 日間の隔離期間を見込んでいます。この期間は M/M 及び現地業務期間 24 日間には含めず、待機期間として必要経費を契約に計上します。プロポーザル提出時点では計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 7 月 7 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年7月21日（水）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等： (20点)
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等： (80点)
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱予防接種

6. 業務の背景

南スーダン共和国（以下「南スーダン」という。）は、国家開発戦略 2018-2021 において、基礎的サービスの回復と拡張を優先課題の一つに位置付け、経済クラスターの中で都市部の水・衛生施設の建設・修復を優先アクションの一つとして打ち出している。しかし、内戦中に施設の維持管理が行われておらず、加えて独立後は国内外帰還民による人口増に伴う水需要急増に政府が対応することは難しく、基礎的な給水サービスにアクセスできる人口が 40.7%と、サブサハラ

フリカ地域の平均の 60.9%を大きく下回っている（JMP、2017 年）。

2005 年に締結された包括和平合意で南部スーダンの首都と制定されて以降、ジュバ市は国内外からの帰還民の流入等により推定で 2005 年の約 16 万人から 2018 年で約 37 万人（UN、2018 年）と 2.3 倍に増えており、今後も更なる増加が予測されている。ジュバ市の上水道施設は 1930 年代に建設され、2009 年にマルチ・ドナー信託基金（Multi Donor Trust Fund。以下、「MDTF」という。）により修復され一応の機能回復を果たしたが（7,200 m³/日）、人口増に対応できておらず、また、配水管網は老朽化により多くの箇所でも漏水が生じている。この結果、ジュバ市における上水道の普及率は 2010 年時点で 8%程度にとどまっている。多くの住民は浅井戸や河川水をそのまま運搬・販売する給水車に頼っているが、これらの劣悪な水質による水因性疾病の発生や、水購入による家計への圧迫等の問題を引き起こしている。

JICA は 2008 年から 2009 年に開発調査「ジュバ市水道事業計画調査」を実施し、必要な水道水供給量及び水道施設を提案するマスタープランを作成した。同マスタープランに基づき、日本政府は無償資金協力「ジュバ市水供給改善計画（Project for Improvement of Water Supply System of Juba in South Sudan）」（以下「無償案件」という。）を実施中である。同無償案件により新規浄水場（10,200 m³/日）が完成すれば、ジュバ市では約 35.5 万人が安全な水にアクセスできる計画となっている。

南スーダンの都市水道事業を担う南スーダン都市水道公社（South Sudan Urban Water Corporation : SSUWC）には水道施設の適切な運営と維持管理の知識と技術が不足しており、安全な水を効率的に配水することが困難であることが上述のマスタープランで指摘されたことを受け、南スーダン政府は日本政府に SSUWC 職員の能力向上の支援を要請した。この要請に対し、JICA は技術協力プロジェクト「都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト（Project for Management Capacity Enhancement of South Sudan Urban Water Corporation）」（2010 年 10 月から 2013 年 9 月）にて水道事業体としての基礎的能力開発支援を実施し、現在、後継の「都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクトフェーズ 2（The Project for Management Capacity Enhancement of South Sudan Urban Water Corporation Phase 2）」（2016 年 2 月から 2021 年 7 月）（以下「フェーズ 2 技プロ」という。）を実施中である。

フェーズ 2 技プロは 2016 年 2 月から開始されたが、2016 年 7 月に南スーダンで起こった政治危機により、JICA 専門家は南スーダンから退避を余儀なくされ、無償案件による水道施設の整備にも遅れが生じている。フェーズ 2 技プロは 2019 年 3 月までの間、ウガンダやケニア等の近隣国での第三国研修の機会を活用して活動を継続した。その後、治安情勢が改善し、2019 年 4 月に JICA 専

門家はジュバでの活動を再開された。しかし、コロナ禍の影響で 2020 年 3 月以降はジュバに渡航できず、本邦からオンラインでの技術指導を継続している。これまで遠隔及び第三国での活動が主であったものの、水道事業体として基礎的な給水サービスを行うために必要な業務に少しずつ取り組んだことで、浄水場運転時間の増加、浄水池の水質の改善、顧客数の増加、料金徴収率の改善等の成果が確認されている。フェーズ 2 技プロには開始当初、無償案件で整備される新施設の運営維持管理に関する一連の活動が含まれていた。しかし無償案件による施設整備がフェーズ 2 技プロ期間中には完了しない見込みとなったことを受け、無償で建設予定の新施設の運営と維持管理に関する活動のうち、既存の施設の活用では対応不可能な活動は計画から削除した。

無償案件の新施設の稼働は、2023 年前半となる見込みである。新施設の稼働前に、SSUWC は新施設を適切に運営、維持管理し、持続可能な運営のための管理能力を強化する活動を必要としている。また、フェーズ 2 は期間中の活動のほとんどが遠隔での指導であり、技術の定着のためには現場での技術指導も必要である。そのため南スーダン政府は、フェーズ 2 で当初計画のとおり実施できなかった活動（新設の給水車給水拠点・公共水栓の管理方法・料金体制構築、新設施設の運営維持管理、新設施設水道サービスに係る啓発活動等）を含む SSUWC への支援を継続する技術協力プロジェクト「ジュバ市きれいな水供給プロジェクト」（以下「新規技プロ」という。）を日本政府に要請した。

かかる状況を踏まえ本詳細計画策定調査では、新規技プロの実施に向けて、要請背景、上水道セクター行政・上水道事業運営管理・給水サービスの現状、関係諸機関の能力や役割分担等を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を収集・分析・整理した上で、南スーダン側とプロジェクトの協力の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間、実施体制、投入等）について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書（M/M: Minutes of Meeting）を締結することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、協力計画の評価 6 項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2021年8月上旬)
- ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、評価6項目を確認するために現地調査で収集すべき情報及び調査計画・方針を検討する。
 - ② プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案及び事前事業評価表案のとりまとめに協力する。
 - ③ 対処方針会議等に参加する。
 - ④ 他の団員が作成する質問票(案)(英文)に対し、評価6項目の観点から、取り纏めに協力する。
- (2) 現地業務期間 (2021年8月中旬～9月中旬)
- ① JICA南スーダン事務所等との打合せに参加するとともに、協議資料の作成に協力する。
 - ② 南スーダン側関係機関との協議及び現地調査に参加するとともに、協議資料の作成に協力する。
 - ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握・分析するとともに新規技プロの枠組みについて検討を行う。具体的には他団員と協力しつつ以下項目に関する情報収集・整理・検討を行う。
 - (ア)南スーダン国及びジュバ市の基本情報
 - (イ)南スーダン国及びジュバ市の治安状況・和平交渉進捗
 - (ウ)他ドナーの支援状況 (AfDB、GIZ、ICRC、UCICEF等)
 - (エ)ジュバ市における水利用の状況
 - (オ)ジェンダー・脆弱層・国内避難民への配慮
 - (カ)環境社会配慮の確認 (現時点ではカテゴリCと位置付けられている)
 - ④ 他調査団員とともにプロジェクトの活動に係る協議に参加する。
 - ⑤ PDM案、PO案の作成において、全体の取りまとめに協力する。
 - ⑥ R/D (Record of Discussions) 案及び M/M (Minutes of Meetings) 案の作成において、全体の取りまとめに協力する。
 - ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA 南スーダン事務所等に報告する。
 - ⑧ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析する。
- (3) 帰国後整理期間 (2021年9月中旬～9月下旬)
- ① 事業事前評価表(案)作成に協力する。
 - ② 収集資料を整理・分析する。(収集資料リスト作成、質問票回答の取り

まとめを行う。)

- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野の詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

次の①～⑤について担当分野部分を作成し、2021年9月21日までに提出する。

- ①担当分野に関する詳細計画策定調査報告書(案)
- ②事前評価表(案)
- ③リスク管理チェックリスト(案)
- ④水道事業体基本情報チェックシート(担当部分)
- ⑤収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 報酬単価
本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額は以下の額とします。
格付3号 3, 160千円×【業務人月】
格付4号 2, 506千円×【業務人月】
- (2) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ジュバ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。
- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 8 月 17 日～9 月 12 日を予定しています。ただし、現地の水際対策等により変更の可能性有かつ多少の日程調整の可能性がります。本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間程度先行しての現地調査の開始を予定しています。

現時点で JICA 関係者の入国後自己隔離に関しては、体調に問題がないことを前提に、南スーダン副大統領府への都度の申請・承認をもって通常の隔離は免除されることになってはいますが、健康管理上到着後の 3 日間の隔離期間が必要となります。この期間は待機期間として扱われ現地業務期間としては扱われません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 業務主任者 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 水道事業運営 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- エ) 給水施設 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA 南スーダン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり (JICA 南スーダン事務所指定の施設に宿泊)
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両 (防弾車) の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗する可能性もあります。)
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第二チームにて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (gegwt@jica. go. jp) 宛にご連絡ください。

- フェーズ 2 技プロの業務実施契約（第 3 期）プロジェクト業務完了報告書
 - フェーズ 2 技プロの簡易進捗報告書（2021 年 1 月）
 - 新規技プロの要請書
 - 新規技プロの案件概要表（案）
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
- ODA 見える化サイト（フェーズ 2 技プロ）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1302561/index.html>
 - フェーズ 2 技プロのブリーフノート（和）
https://www.jica.go.jp/oda/project/r7mcj00000074bs8-att/project_brief_note_jp.pdf
 - ODA 見える化サイト（無償案件）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1160360/index.html>
 - ジュバ市水供給改善計画 協力準備調査報告書（無償案件）
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_420_12026068.html
 - ODA 見える化サイト（都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/0904746/index.html>
 - ジュバ市水道事業計画調査報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_420_11961828.html
 - アフリカ開発銀行 Strategic Water Supply and Sanitation Improved Project（SWSSIP）
<https://www.afdb.org/en/documents/document/south-sudan-strategic-water-supply-and-sanitation-improvement-project-swSSIP-appraisal-report-110034>
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ）提供依頼メール
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南スーダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上